

「労働基準法第36条第1項の規程に基づく時間外労働及び  
 公休日の労働に関する協定」の申し入れ交渉第2回開催! **No. 4**  
 大地申第2号

## 第2回交渉を開催するも、 認識が一致出来ず



大宮地本は、本日7月19日、申2号「36協定」の第2回交渉を行いました。これまでの労使の議論成果は確認しつつも、月の時間外労働の限度時間の認識を一致出来ず、交渉は中断しました。

本日は第10項（下記参照）から議論を再開しましたが、①近年超過勤務が増加傾向にあること②労働時間の管理は重要であるという問題意識から、厚生労働省が定める過労死認定基準の時間外労働80時間について、現行の特別延長限度時間（月）を35時間に変更することについて認識が一致出来ていません。

また超過勤務増加の背景に、要員問題や業務量問題があるため会社に対し全系統の標準数と現在員数を示して議論を深めるように求めましたが、会社はそのデータを示さず、交渉は中断しました。

### 10項の申し入れ内容

10. 厚生労働省が定める過労死の認定基準80時間を上回る法定外の時間外労働が発生していることから、特別延長の月の限度時間を45時間から35時間に変更(合計80時間)すること。

**安全で働きやすい職場環境を求め、  
 大宮地本は精力的に団体交渉を行います！  
 次回は7月20日に開催予定です！**